処　　分　　基　　準

令和３年３月５日作成

法　　令　　名：火薬類取締法	
根　拠　条　項：第１７条第３項	
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の譲渡しまたは譲受けの許可の取消し	
原権者（委任先）：福井県公安委員会	
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第１７条第１項（譲渡または譲受の許可）、同第５０条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則）	
処　分　基　準： 譲渡または譲受の許可後に生じ、または許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡または譲受に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引き渡し前に限り、許可を取り消すものとする。	
問 い 合 わ せ 先：福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０）	
備　　考：	